





調査次数	調査地区	面積	調査期間	調査地	所有者等	担当者	概報頁
69-15	6AJG-T	230m <sup>2</sup>	93. 3.16 ～ 4.15	橿原市四分町294他 (宮西方官衙地区)	橿原市、 団地建替	岩永省三	17～19
71	6AJF-D	1,100m <sup>2</sup>	93. 4. 6 ～ 8. 4	橿原市高殿町字倉ノ町366-1 (宮東方官衙地区)	福田定照・ 国有地、 計画調査	松本修自	7～16
72	6AJL-E・F 6AJG-T・U	1,030m <sup>2</sup>	93. 8. 5 ～10.28	橿原市四分町293-1他 (宮西方官衙地区)	橿原市、 団地建替	大脇 潔	20～29
73	6AJL-E	650m <sup>2</sup>	93.10.21 ～11.30	橿原市四分町 (宮西方官衙地区)	橿原市、 団地建替	岩永省三	30～33
71-2	6AJH-P	280m <sup>2</sup>	93. 4.13 ～ 5.17	橿原市飛騨町88-1 (宮西方官衙地区)	橿原市、 宅地造成	深澤芳樹	34・35
71-4	6AJE-R	6m <sup>2</sup>	93. 5.17	橿原市醍醐町101・102-3 (宮北面外周帯)	松山 稔、 住宅建替	黒崎 直	36
71-7	6AJE-J	30m <sup>2</sup>	93. 9.16 ～ 9.17	橿原市醍醐町236-2 (宮北面外周帯)	森田 弘、 駐車場建設	荒木浩司	36
71-15	6AJF-Q	80m <sup>2</sup>	94. 3. 7 ～ 3.14	橿原市縄手町170-1 (宮西方官衙地区)	中西利一、 擁壁工事等	村田和弘	未収録

Tab. 3 藤原宮の調査一覧 (写真は第71次調査区)

# 1 東方官衙地区の調査（第71次）

(1993年4月～8月)

本調査は、1987年度から大極殿・内裏外郭の東方で継続的に行ってきたものの一環である。その結果、掘立柱塀で東西約66m、南北約72mの方形に区画された官衙が、南北に少なくとも3ブロック配置されていたことが判明している (Fig.2)。以下、これらを北から官衙A、官衙B、官衙Cと仮称する。今回の調査区は、昨年度の第67次調査区に南接する東西58m、南北26mの範囲である。本調査の主な目的は、①第67次調査でその中央部の配置を明らかにした官衙Bの区画の南辺の解明、②第58次調査で西辺部のみ確認されていた官衙Cの区画の北辺の解明、③官衙A・Bの間にある宮内道路の様相を解明することである。なお本調査区は現畦畔によって大きく東西に二分されるので、以下これを東区・西区と呼ぶ。

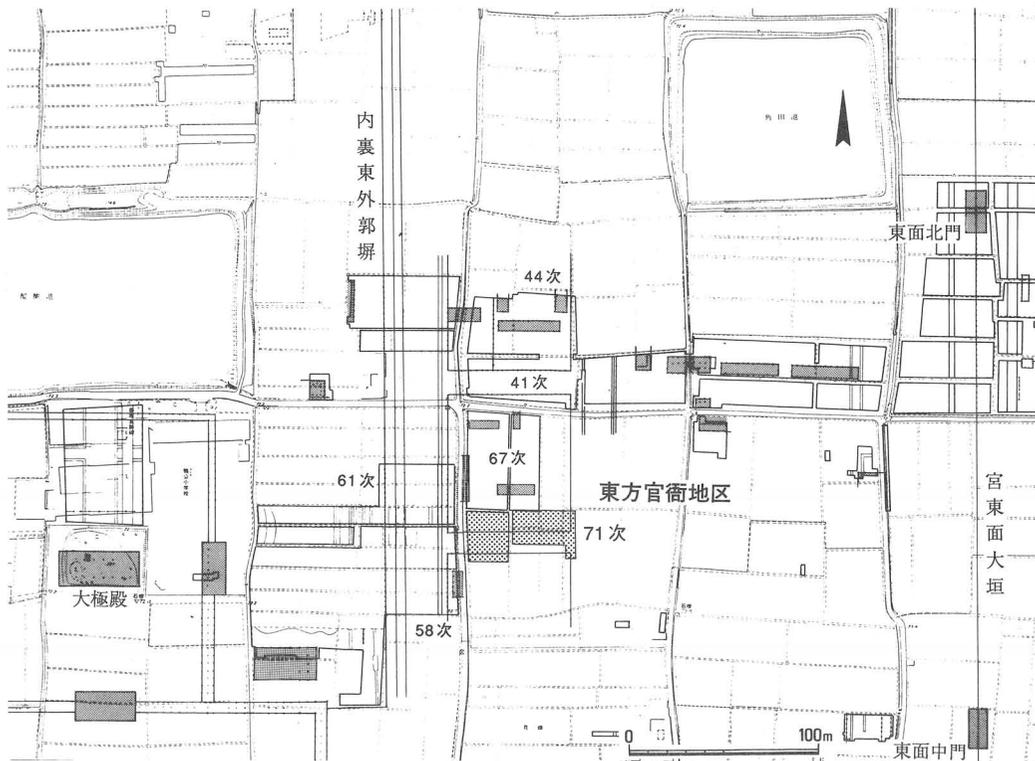


Fig. 2 第71次調査位置図 (1 : 4000)

## 1 遺 構

検出された遺構は、古墳時代、7世紀中頃～藤原宮直前期、藤原宮期前半、藤原宮期後半の4期に区分される (Fig.3・P.L.1)。掘立柱建物の柱間寸法などの規模は、別表 (Tab.4) に示した。なお、今回の調査区内では、藤原宮期以降奈良・平安時代に降る顕著な遺構はみつかっていない。

### 古墳時代の遺構

掘立柱建物3棟、掘立柱建物と推定される遺構1棟、掘立柱塀2条、溝3条、土坑数基がある。これらの建物の方位の特色は、北で西にかなりの振れをもつことである。同様に溝も調査区に対して大きく斜行する。

S B 7915は東区東南隅で検出された2×2間の総柱建物であり、その西北のS B 7930は桁行3間以上、梁間3間の南北棟である。S B 7939は東区西端で検出された桁行4間、梁間2間の南北棟で、中央に間仕切りの柱穴がある。西区南端のS X 7945は、東西4間分、南北2間分の柱穴列であり、東西棟の一部と推定される。西区中央の掘立柱塀S A 7957は南北2ないし3間、総長6.3mであり、S A 7958は南北5間、総長7.5mである。

S D 7913・7914は東区東南隅に位置する東西溝である。S D 7913は幅25cm、

時期	建 物	桁 行 間 数 (総長)	梁 間 間 数 (総数)	棟方向	備 考
古墳時代	S B 7915	2間 (2.7m)	2間 (2.7m)	斜	総柱  建物の可能性
	S B 7930	3間以上 (5.4m以上)	3間 (5.4m)	南北	
	S B 7939	4間 (2.8m)	2間 (4.2m)	南北	
	S X 7945	4間以上 (6.8m以上)	2間以上 (2.8m以上)	東西	
7世紀中頃 ～ 藤原宮直前期	S B 6625	10間 (26m)	2間 (5.2m)	東西	建物の可能性  北庇付き
	S X 7911	不明	不明	不明	
	S B 7925	6間以上 (15.6m以上)	2間 (3.6m)	東西	
	S B 7927	3間 (4.6m)	2間以上 (1.5m以上)	不明	
	S B 7935	6間以上 (14.4m以上)	2間 (4.0m)	南北	
	S B 7940	4間以上 (8.0m以上)	2間 (4.6m)	南北	
	S B 7950	4間以上 (9.6m以上)	2間以上 (2.1m以上)	東西	
	S B 7955	6間 (12.6m)	2間 (4.2m)	南北	
	S B 7956	3間 (8.7m)	2間 (2.6m)	南北	
	S B 7965	4間以上 (10.4m以上)	2間 (5.4m)	東西	
宮期後半	S B 7960	3間 (7.8m)	1間 (4.2m)	東西	官衛B南門と塀の可能性

Tab. 4 第71次調査検出の掘立柱建物規模一覧

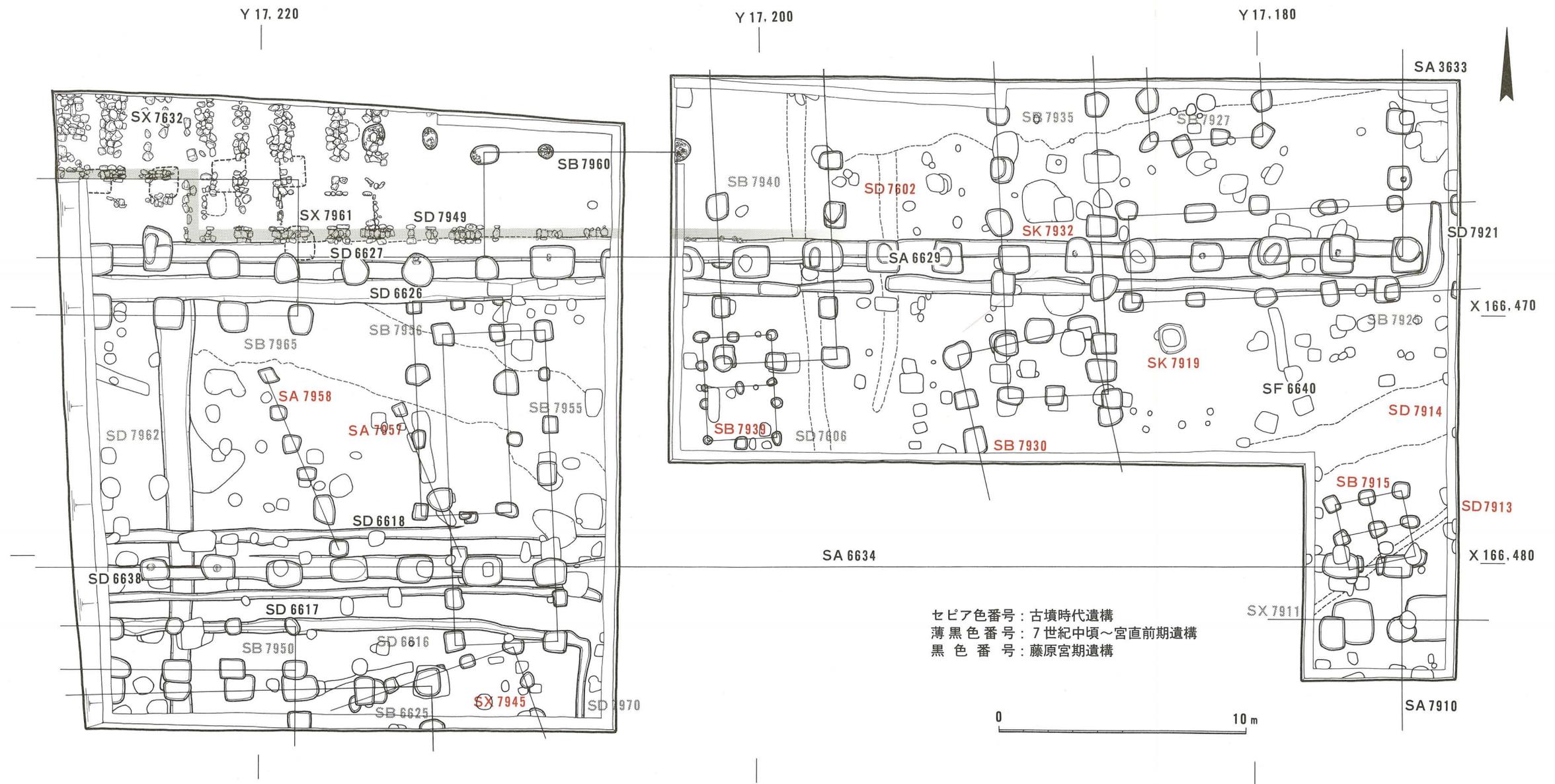


Fig. 3 第71次調査遺構図 (1 : 200)

深さ15cm、S D 7914は幅約2 m、深さ90cmである。第67次調査区から連続するS D 7602は幅70cmで、本調査東区ではほぼ南北方向に流れる。さらに東区中央のS K 7919・7932などの平面が円形の土坑や複数の不整形土坑も、出土した土器などからみて古墳時代のものと判断される。

### 7世紀中頃～藤原宮直前期

掘立柱建物9棟、掘立柱建物と推定される遺構1棟、溝3条がある。これらの遺構の方位は、後述の藤原宮期のものにくらべて、北で西に若干振れる。

東区のS B 7925は桁行6間以上、梁間2間の東西棟である。S B 7927は東西3間、南北2間以上で、S B 7935は桁行6間以上、梁間2間の南北棟である。S B 7940は桁行4間以上、梁間2間の南北棟である。東区東南隅で、掘形の大きい柱穴2基を検出したS X 7911も、建物の一部を構成すると思われる。西区のS B 7955は桁行6間、梁間2間の南北棟であり、それと重複するS B 7956は桁行3間、梁間2間の南北棟である。両者は切り合いがないので、前後関係は不明である。S B 7965は桁行4間以上、梁間2間の東西棟で、柱掘形は一辺約1.2mと大きい。西区南端のS B 6625は今回の調査で、桁行10間、梁間2間の長大な東西棟になることが判明した。これと次述のS D 6616を切る東西棟S B 7950は身舎が桁行4間以上、梁間2間以上で、北に庇をもつ。この東妻柱筋とS B 7965のそれは揃う。

東区のS D 7606は北の第67次調査区から続く南北溝で、幅が70cm、深さが40cmある。西区西寄りの南北溝S D 7962は、幅が1～1.5m、深さが10cmある。これは南へさらに延び、北はS B 7965に切られた後、途切れるが、この北の延長上に、第67次調査区の南北溝S D 7667が位置することから、両者は一連の溝であったと思われる。S D 7962を切るS D 6616は、第58次調査区から続く、幅が50cm、深さが20cmの素掘りの東西溝で、西区東端付近で南へ折れ曲がりS D 7970となる。埋土から木簡3点が出土した。この溝はS B 7950・7955に切られる。

S D 6616は、第58次調査区内で掘立柱塀S A 6645の南雨落溝にあたるが、このS A 6645は本調査区でみつからなかった。これは後にS A 6645と同一位置に建てられる官衙Cの北辺S A 6634に完全に破壊されたためであろうし、本来西区東の未掘部分で南に折れ曲がり、区画の役割を果たしていたと推定される。

## 藤原宮期前半

内裏外郭東辺の掘立柱塀 S A 865とその外側の大溝 S D 105が設けられ、これらの東方に、少なくとも南北3区画の官衙 A～Cが設定される時期である (Fig. 4)。この時期の遺構は、掘立柱塀4条、溝3条がある。

官衙 Bの東辺を画する南北塀 S A 3633は、本調査と第67次調査によって、全長71.2mであることが判明した。柱間1間が9小尺 (2.637m) となるので、27間に割りつけられていたと推定される。中途に門を開く可能性もあろうが、これは今後の課題である。官衙 Bの南辺を画する東西塀 S A 6629は、本調査と第58次調査によって、全長65.6mあり、1間9小尺 (2.624m) として、25間に割りつけられることが判明した。なお S A 6629に改修の痕跡は認められなかった。

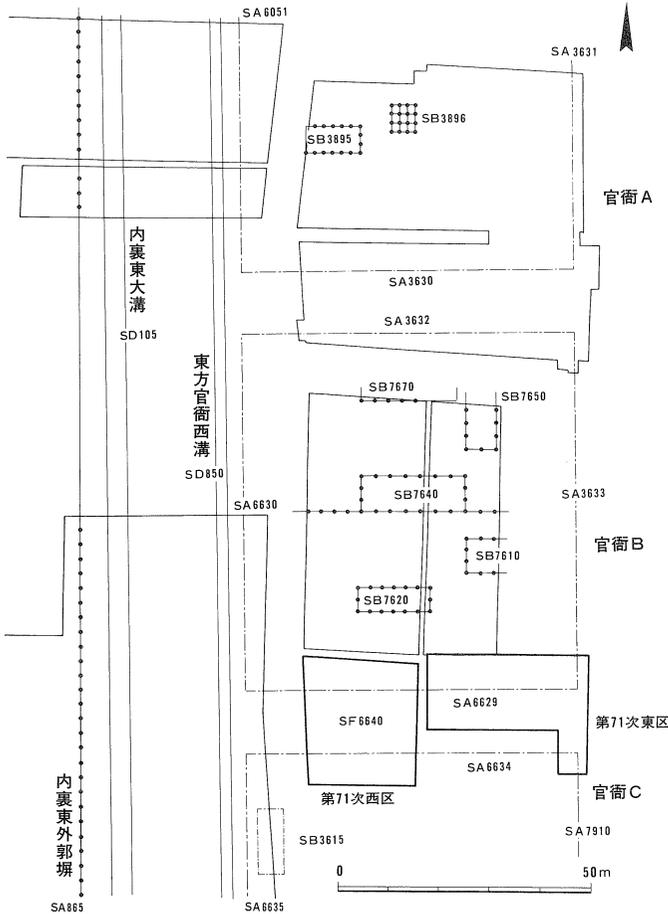


Fig. 4 藤原宮期前半の遺構 (1 : 1500)

官衙 Cの北辺を画する東西塀 S A 6634の全長、柱間とも、S A 6629と同じである。その柱掘形は東西に長い。本調査区内の西端において、柱根が2本残っていた。柱根の直径は各30cm、31.5cmで、内1本の底面近くには緊結のための刻みがある。官衙 Cの東辺を画する南北塀 S A 7910は、北から1間分を検出したただけだが、柱間は2.65mであり、S A 6629・6634にくらべてやや長い。

東西溝 S D 6627・6638は、S A 6629・6634に先行して、それらと同じ位置に掘られた地割溝である。S D 6627は幅60～80cm、深さ50cmで、遺物

を含まない。S D 6638は幅0.6～1 m、深さ15cmである。官衙の区画塀は、総じて国土方眼方位から北で西に顕著に振れるが、地割溝は振れが少ない。

宮内道路S F 6640は、官衙B・C間を東西に走る。S F 6640の幅員は、その北側溝S D 6626と南側溝S D 6618の心々間距離によれば、約9.9mである。S D 6626の底面レベルは東から西に向かって低く、発掘区内での東西の比高差は約50cmである。

### 藤原宮期後半

前半の官衙A～Cの区画塀は踏襲されるが、建物を建て替えた時期である(Fig. 5)。とくに官衙Bでは区画内を石で敷きつめるといふ大改修を行っており、北の官衙Aでは区画が東西に二分されて大規模な建物が配される。

掘立柱建物S B 7960は、桁行3間、梁間1間の東西棟である。その柱掘形の埋土上層に、小石を多く含むことを特色とする。S B 7960の中央間が官衙Bの東西中心にあたり、しかも北接する第67次調査区内には関連の遺構をみないことから、異例の平面ではあるが、S A 6629と一体の梁間1間の門の可能性があり得よう。ただし、その内部を後述する石組溝S D 7949が通る点を考慮すれば、単独の目隠し塀(3間)とする案も捨てきれない。

石敷S X 7632は、第67次調査区から続いて、官衙B内でも良好に遺存する。石敷上面

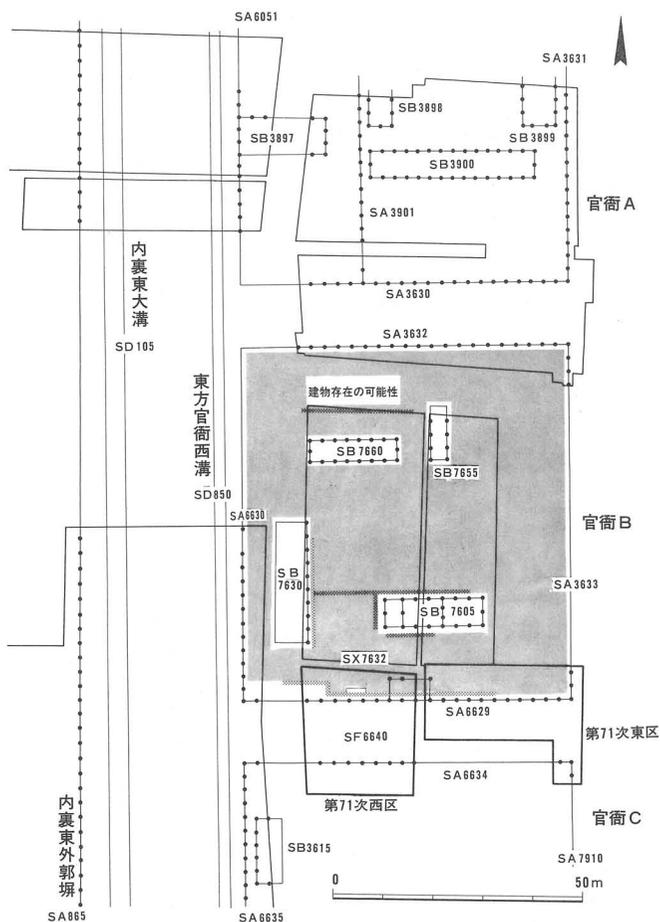


Fig. 5 藤原宮期後半の遺構 (1 : 1500)

は、藤原宮の旧地表面そのものであり、レベルは西に向かって低くなる。このため調査区東ほど後世の削平を受けやすく遺存が悪い。敷石は花崗岩を主体とした径20～40cmの平坦な自然石で、やや間をあけて敷きつめる。その据え付けのための整地層の厚さは20cmである。石敷および後述の石組溝 S D 7949の据え付けのための整地土は、官衙 B の南辺区画塀 S A 6629の掘形を覆い、その上面では S A 6629の柱根ないしは抜き穴が検出された ( P L . 2 )。

S X 7961は西区の中央やや西寄り、南北1.2m、東西3.6mの長方形に区切られた石敷のない部分である。あるいは石敷中の植栽部かとも推測されるが、前例がなく、確証は得られていない。

石組溝 S D 7949は、S A 6629の北雨落溝であり、同時に石敷7632の南端を限っている。この内法幅は30cmで、側石は木端立てとする。S D 7949は西区東半では底石のみを残すにとどまり、東区では削平されている。S D 7949は、官衙 B の東西中軸線から15.5m西で、北へ2.5m矩折れとなり、S A 6629との間に石敷のない部分をつくるが、この部分には柱穴などの顕著な遺構はみられない。したがって、その機能も明らかでない。

東西溝 S D 6617は、官衙 C の北辺区画塀 S A 6634の南雨落溝である。素掘りで、幅が40cm、深さが15cmである。ただし、この溝は藤原宮期前半から存続した可能性もある。

なお、S D 6618・6626も藤原宮期前半から踏襲される。

### 3 遺物

土器は藤原宮期および宮直前期の土師器と須恵器が、最も多量に出土した。ほかには、硯、緑釉壺、内面に漆の付着した須恵器壺もある。なお古墳時代の遺構からは、古墳時代前期の布留式土器が出土している。

瓦は軒丸瓦6274Aaが1点、軒平瓦6643Cが1点、そして丸・平瓦若干が出土しただけである。したがって官衙 B・Cに瓦葺き建物があった可能性は低い。

木簡は7世紀中頃～藤原宮直前期の区画塀 S A 6645の南雨落溝 S D 6616の埋土から3点出土した。そのうち1点で「召」という文字が読めるので、召文の木簡といえる。

#### 4 ま と め

以上の調査結果を、時期ごとに簡単に考察する。

① 古墳時代の遺構は本調査区周辺にも広く分布するが、隣接する第58・67次調査区内には比較的少なく、一方北方の第44次調査区北半には特に集中していて、あるまとまりをもつ集落があったことが推測される。

② 藤原宮中枢部と宮内官衙の造営の前段階に、この付近にかなりの数の建物が建てられていたという知見が、さらに補強された。しかも遺構の重複関係からみて、それらは2～3期に細分できる。とくに後の官衙C区画の西寄りから内裏外郭にかけて、大規模建物がまとまり、その周囲がS A 6645などで区画されていた、という知見がすでに得られている（『概報』20）。このS A 6645の南雨落溝S D 6616は当調査区内にもおよんでおり、しかも西区東端で南へ折れ曲がる。藤原宮造営時にS A 6634によって完全に破壊されたと考えられるS A 6645も、本来は当調査西区を横切り、そのさらに東の未掘部分で南へ曲がるものと予想される。この区画された範囲の規模と時期、その性格の確定は、今後の調査の大きな課題である。

なおS D 6616の埋土からは、飛鳥Vの土器と、飛鳥IVかVか決め難い土器が出土した。したがって、S D 6616は藤原宮期か、これにきわめて近い時期に埋め戻されたといえよう。ここから出土した召文木簡もその可能性が高い。遺構の切り合い関係と配置からみて、S D 6616を埋め戻し、S A 6645を取り払った後、S B 7950・7955・7965が建てられたことになる。この時期も、S D 6616出土土器の年代によって、藤原宮期か、これにきわめて近い時期となる可能性がでてきた。この立場に立てば、これら3棟の建物は造営に関連する建物を意味しよう。この可能性については、『概報』20でもすでに指摘している。

③ 官衙Bにおいても、藤原宮期前半と後半の2時期の造営が確認された。まず前半において、官衙Bの南辺と官衙Cの北辺に地割溝S D 6627・6638が設定され、塀が建てられる。地割の一規準は宮内条坊計画線（S F 1731）の南側溝（S D 7642）にあり、そこから南北に各120小尺（100大尺）を取って、倍の240小尺（200大尺）を官衙Bの南北規模としている。官衙B・C間を走る東西道

路 S F 6640の南北側溝 S D 6618・6626は、その西端において両官衙の西辺 S A 6630・6635に沿って南北にまわり込まずに、その西14.5mまで直進して S D 6618・6626に流れ込む形となっている。これは官衙 B・Cの当初の東西幅の計画がより広がったことを示すのであろう。確定後の官衙の東西規模65.6mは、地割の基準値である900小尺の1/4（225小尺）と考えると適合する（1尺=0.291～0.292cm）が、使用尺度の問題と合わせて、なお検討を要する。

この時期の官衙 Bは、第67次調査で明らかにされたように、宮内先行条坊の旧側溝 S D 7642・7643上に建てられた正殿 S B 7600を中心に、整然とした建物配置を取り、すでに官衙として十分に機能していたことをうかがわせる。

④ 藤原宮期後半の宮内に、内部を石敷7632で舗装した官衙があったことが確定され、またその石敷の遺存によって、藤原宮旧地表面の遺存をも確認した。石敷を含めたこれらの遺構の時期を、第67次調査段階では藤原宮以降、平安時代にまで降る可能性を含めて想定していた（『概報』23）が、今回の調査によって、それが藤原宮期後半に属することがほぼ確実となった。この石敷の手法は、前代の飛鳥諸宮の石敷の伝統を継承したものであり、後の平城宮でも石は小粒になるものの、石敷は朝堂院や東院などの宮中枢区画、そして式部省などの周辺の官衙でも普遍的に存在することが、すでに確認されている。今回の発見によって、石敷が古代の宮内舗装の一手法として、連綿と続くことが明らかとなった。

さて、官衙 Bの北辺の塀 S A 3632のわずか1.4m内側には、区画の東西に亘る掘立柱塀 S A 3634があり（第41次調査区）、また西辺の塀 S A 6630には、同位置で柱間を変えた前後2時期が想定されている（第61次調査区）。しかし、S A 3634の東端は官衙 B東辺の塀 S A 3633に取り付かず、また S A 6630の古期の柱穴と考えられているものには、柱痕跡や抜取り穴がないので、これらから区画塀の改修があったと、簡単に解釈することはできない。さらに石敷南限の石組溝 S D 7949が、本調査区西端で内側に屈曲する理由、および S X 7961の性格など、官衙の特定とあわせて今後の解明にゆだねざるを得ない。また、官衙 Bは宮内での位置関係から、平城宮東方官衙との比較も必要となろう。

## 2 西方官衙地区の調査

藤原宮の西南隅にあたる橿原市四分町では、ここ数年来、老朽化した市営住宅の建て替え工事が順次進められている。当調査部では、その事前調査を継続して実施しており、本概報では、第68次西・第69次東区（『概報』23で報告済み）の北で行った第69-15次調査、第69次西調査区の北および西北方で行った第72次・第73次調査、さらに第71-2次調査について報告する（Fig.6）。

### A 第69-15次調査

（1993年3月～4月）

今調査地は第3次調査区の東、第68次（西）調査区の北、第68次（東）調査区の西に位置する。今調査では西方官衙地域における藤原宮期の土地利用の状況、およびその下層における弥生時代集落の東北方への広がりを確認することを主な目的とした。調査区は幅7mの東西道路を挟んだ南北両側に設定し、南区は東西12.5m、南北10m、北区は東西12.5m、南北9.5mである。下層遺構の調査は、南区の南東部と北区の北西部にそれぞれ東西5.5m、南北4mの調査区を設けて行った。

**上層遺構** 層序は、上から、現代の盛土・耕作土・床土・灰褐色砂質土があり、上層遺構はこれらの土を除去した現地表下0.8m（南区）ないし0.9～1m（北区）の深さにある黄白色砂質土・黄灰褐色砂質土・黄灰白色砂（南区）ないし淡灰白色砂質土・灰茶褐色砂質土・黄白褐色砂質土（北区）の上面で検出した。上層遺構は南北方向の細い溝多数と土坑数基であるが、溝はすべて藤原宮期より新しく、土坑の時期は不明である。南区に東接する第68次（東）調査区北半部分では、北で西に45°振れる7世紀前半の掘立柱建物、7世紀後半から藤原宮期の掘立柱建物・塀などを検出しており、当調査区内にそれらと関連する遺構の存在を想定したが、検出できなかった。

**下層遺構** 上層遺構検出面から下層遺構までの層序は、上から、黄白色砂質土・黄褐色砂質土・黄色土・灰黒色土・灰茶褐色粘質土・暗灰色粘土（南区）な

いし黄褐色砂質土・黄色土・茶褐色粘質土・灰黒褐色粘質土・灰黒色粘土（北区）があり、下層遺構はこれらの土を除去した上層遺構面から約1.1m（南区）ないし約1.1～1.2m（北区）の深さにある灰緑色土の地山の上面で検出した。灰黒色土（南区）ないし茶褐色粘質土（北区）以下の包含層からは弥生時代中・後期の土器が多量に出土した。下層遺構には、円形井戸 S E 7875、隅丸長方形土坑 S K 7877・7876、不整形土坑 S K 7878、溝 S D 7890・7891、不整形土坑 S K 7892～7895のほか、直径5～25cmの円形小土坑多数がある。いずれも弥生時代中期の遺構である。S E 7875は直径2.1m、深さ約2mで、上が広く漏斗状にすぼまり底部で再度広がる。井戸を造るために掘り下げたが、湧水層に達する前に軟弱な地山があり崩落し始めたため、途中で放棄したものと考えられる。埋土の下方3/4からはほとんど遺物が出土しないが、上方1/4はゴミ捨て場として用いられたためか多量の土器片・獣骨片が出土した。S K 7877・7876・7878からは少量の土器片が出土した。S D 7890は幅0.4m、深さ約0.3mの弧状の溝、S D 7891はそれに平行する幅0.2mの溝で、少量の土器片が出土した。竪穴住居の周溝の可能性もある。S K 7892～7895からは少量の土器片が出土した。その他の小土坑のうちの幾つかは、まとめて竪穴住居の柱穴となる可能性があるが、調査面積が狭小であるため、どれが組み合うかを特定することはできなかった。

**遺物** 上層遺構面直上の遺物包含層から少量の土師器・須恵器が出土した。下層遺構面上の厚い包含層からは、多量の弥生式土器（Ⅲ～Ⅳ様式）、少量の打製石鏃・剥片・砥石・骨鏃が出土した。S E 7875からは多量の弥生式土器片・獣骨片が出土した。

**まとめ** 今調査区では古墳時代～藤原宮期の遺構は検出できなかった。藤原宮西方官衙地区では、藤原宮期の遺構が希薄であることが従来の調査で判明しているが、今調査区はちょうど空地に当たったようである。下層調査区では弥生時代中期の多数の土坑や掘りかけの井戸・溝などを検出し、集落の中心部に近い場所であることが判明した。四分遺跡の北限を明らかにするためには、さらに北方での下層遺構の調査が必要である。



## B 第72次調査

(1993年 8月～10月)

第72次調査は、東西約38m、南北約30mの調査区を設けて実施したが、東と南は第69次東・第69次西調査区に、北は1971年に実施した第3次調査区(『報告』Ⅲ)に、西は1978年に実施した第26次調査区(『概報』9)と、1990年に実施した第60-15次調査区(『概報』21)に隣接し、すでにその一部が検出されている遺構も多い。周辺の調査では、藤原宮期の小規模な掘立柱建物や塀、藤原宮期に先行する条坊遺構や掘立柱建物などを検出するとともに、その下層で弥生時代の竪穴住居や土坑・溝・柱穴などを多数検出しており、ここが弥生時代前期から古墳時代にかけて存続した四分遺跡の中心部にあたることが判明している。

今回の調査では、第69次西調査区で検出した先行条坊の北延長部の確認と、宮期における宮西南部の利用状況を明らかにするとともに、下層の弥生時代集落の様相を把握することを主たる目的とした。ここでは、上層遺構と下層遺構に分けて報告する。調査面積は上層遺構が1030㎡、下層遺構が164㎡である。

### 上層遺構

調査区における層序は、上から市営住宅建設にともなう盛土・水田の耕土・床土・灰褐色土・淡黄灰褐色砂質土・黒褐色土(弥生時代後期の遺物包含層)の順で、上層の遺構は東半では淡黄灰褐色砂質土、西半では黒褐色土の上面で検出した。検出した遺構は、掘立柱建物4棟、井戸1基、道路1条などである(Fig.7・P.L.3)。なお、調査区の東半で検出したS E 8051・S K 8056は、水田耕作に関連する遺構とみられる小溝より新しい野井戸と土坑である。

**藤原宮期直前の遺構** 調査区の西南隅で検出した南北溝S D 3318は、藤原宮に先行する条坊道路である西二坊々間路S F 1082の東側溝で、溝幅0.8~1.2m、深さ0.4mあり、本調査区の北方で実施した第7次調査区(『報告』Ⅱ)や、南接する第69次西調査区(『概報』23)で検出した東側溝の延長線上にほぼ正しく位置する。しかし、S D 3318は、調査区内で約5m分を検出ただけで、それ以上は精査にもかかわらず北には延びず、東へ直角に折れて幅0.5m、深さ

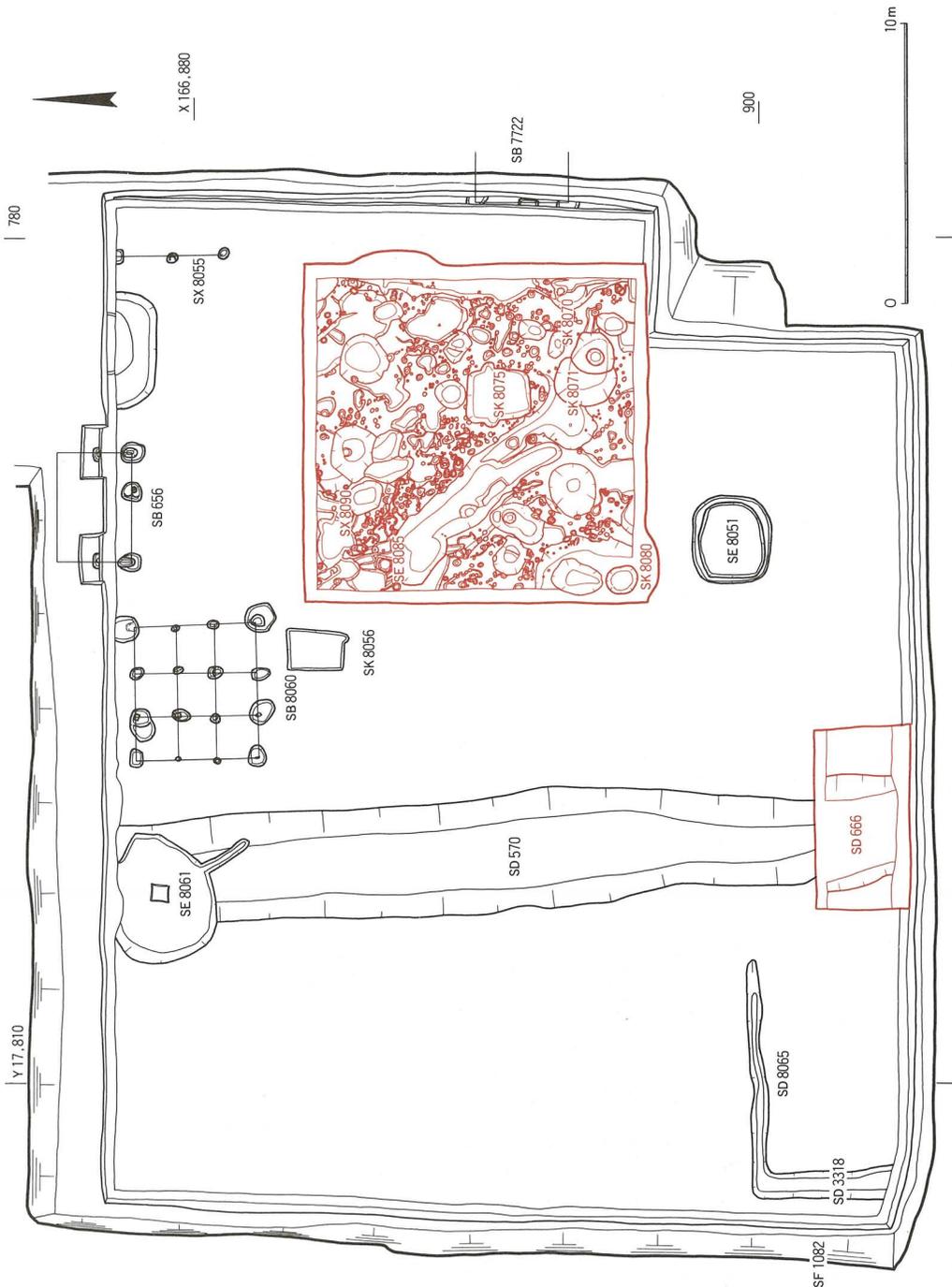


Fig. 7 第72次調査遺構図 (1 : 250)

0.1～0.2mの東西溝 S D 8065となり、約 9 m 続いて浅くなり消滅することが判明した。溝内には水が流れたことを示す砂層の堆積はあまり認められず、暗灰褐色の粘質土を主体とする埋土から少量の土師器・須恵器が出土した。

調査区の北寄りで検出した東西棟建物 S B 8060は、3 間×3 間の総柱建物であり、建物方位は北に対して西に1～2度の振れをもつ。柱掘形底に榛原石の板石や花崗岩玉石を据えて礎盤としたり、玉石を柱のまわりに置いて根固めとした柱穴が8箇所あり、柱位置をほぼ確認できる例が多い。桁行総長4.8～4.9 m、梁間総長4.3～4.5mと建物全体がややゆがむため、柱間寸法もばらつきがあり、桁行寸法は1.5～1.8m、梁間寸法は1.3～1.5mほどである。なお、礎盤のうち6箇所は遺構検出面近くで検出しており、南北両側柱列以外の柱穴は浅い。また、このうちのひとつは凝灰岩切石を転用したものである。

S B 8060の西で井戸 S E 8061を検出した。掘形の大きさは東西4.5m、南北 4 m、深さ3.2mの規模があり、弥生時代の南北溝 S D 666と遺物包含層を掘り抜いて灰褐色ないしは青灰褐色の砂礫層に達しており、湧水量は現在でも豊富で

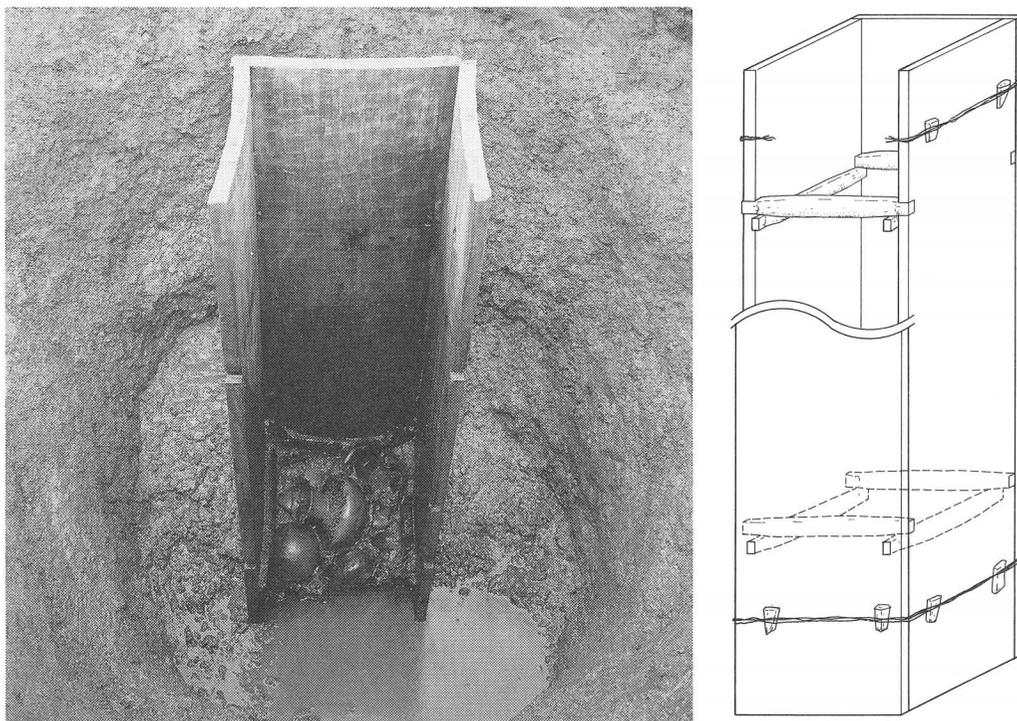


Fig. 8 井戸 S E 8061の検出状況と構造模式図 (右)

ある。井戸枠の上段は抜き取られており構造は不明だが、下段の井戸枠の上端に潰れた状態で残る木切れを数片確認している。下段の井戸枠は良好な状態で遺存しており、その構造を復元できる (Fig. 8)。井戸枠は、長さ236~240cm、幅55~63cm、厚さ4~4.5cmの板4枚を立て、内側に上下二段に横棧をほぞ留めとし、外側も二段に藤蔓で縛って固定した構造である。藤蔓は、各辺に2~3箇所づつ、長さ20cmほどの細長い板材を差し込み、緩まないように工夫している。なお北辺の側板外側の中央上寄りに、「□信」の墨書がある。

井戸からは完形品を主体とした多量の土器のほか、櫛、槌の木製品や瓢箪、落ちて溺死したとみられるイタチ・カエルの骨などが出土した。土器 (Fig. 9・10) は藤原宮期直前に位置づけられる良好な一括資料である。完形の土師器甕類・須恵器壺類を主体とし、食器類が極めて少ない点はこの時期の井戸出土資料に共通する特徴である。土師器には杯A(3)、杯C 4点(2)、皿G(1)、蓋、高杯、薬壺(4)、甕A、甕Bがある。甕には完形28点の他に約25個体の体部大型破片がある。甕Aは体部径の大小で5種に分かれ、そのいずれもが煤で汚れている。体部径16cm前後と18cm前後が多く、球形体部の他に縦長気味の体部がある。調整手法等での産地別では、この時期から口縁端部に面を持ち始める大和型A(5~7・10)及び端部を丸くおさめる大和型B(8・9・11)が大半を占め、河内型、近江型、尾張・伊勢型(14)、不明(12・13など)は各1点ずつである。甕Bは口径20cm前後の大和型Aと大和型Bが各2点ある。須恵器には杯G蓋、杯B(17)が各2~3点あるほかは、壺類として大小2種8点の平瓶(18~21)、口縁が外反する短頸壺3点(22・23)、台付長頸壺4点(25)のほかに台付広口壺(20)、直口壺(24)、横瓶が各1点ある。小型平瓶(18~20)は口縁・体部の形状がそれぞれ異なる。19・20は東海地方産で19は愛知県猿投窯の製品と考えられる。口縁部が外反する短頸壺はそれぞれ大きさが異なるが、肩部に凹線をめぐらせる点では共通しており、口縁端部の形状と底部の調整手法の違いは産地の違いを示すものと思われる。甕には短い直口縁の中型品1点のほか4点の大型破片と3種の体部小片がある。宮造営以前のこの地域の建物構成はなお明らかでない部分が多いものの、当該期の器種構成を窺いうる貴重な資料である。

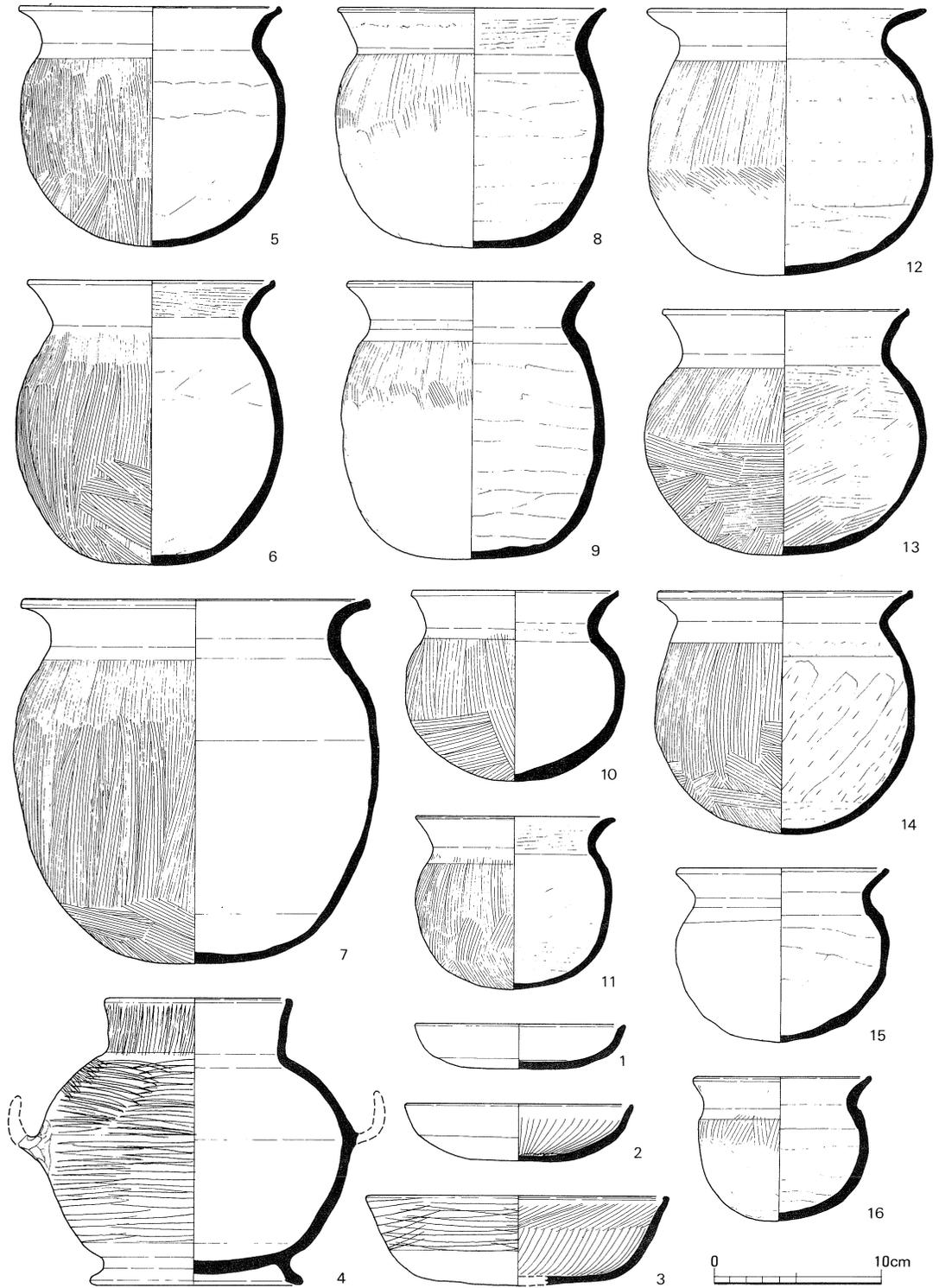


Fig. 9 井戸S E8061出土土器① (1 : 4)

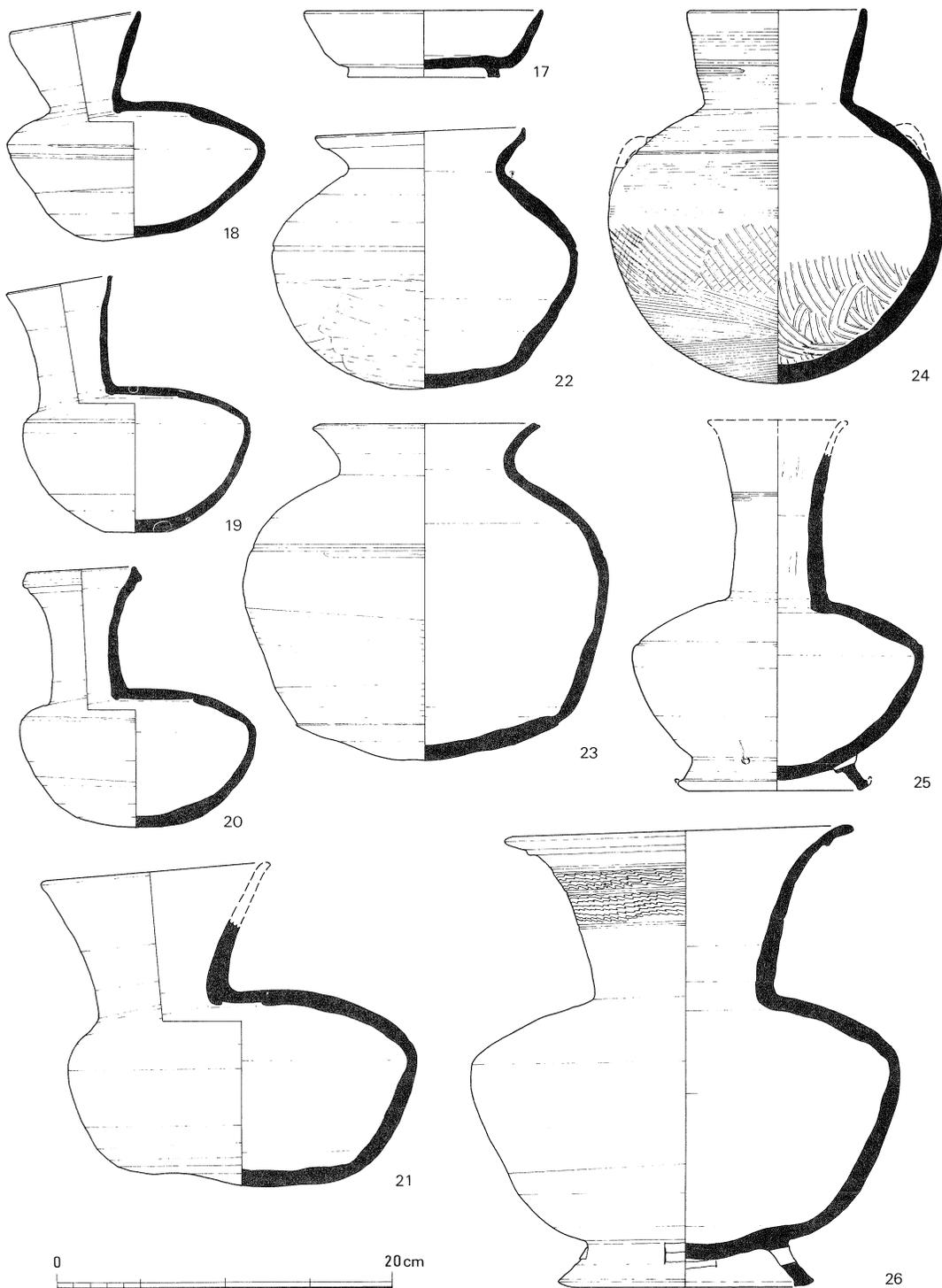


Fig.10 井戸SE8061出土土器② (1 : 4)

**藤原宮期の遺構** 伴出遺物などから藤原宮期の遺構と確認できる例はないが、周辺におけるこれまでの調査や、建物の方位から宮期と推定される遺構をまとめておく。

調査区の東壁際で西妻の柱穴3箇所を検出したS B 7722は、第69次東調査区で4箇所の柱穴を検出しており、桁行4間以上、梁間2間（12尺）の東西棟に復元できる。

調査区の東北隅で検出した南北に並ぶ柱穴S X 8055は、第69次東調査区の北端で検出した東西棟建物S B 7730の西妻になるかと思われたが、柱位置が1mほど北にずれ、また柱掘形も小さいので別の小規模な建物になるのであろう。柱間寸法は、1.8～1.9mである。

調査区の北壁際で検出した建物S B 656は、第3次調査区で北側柱列と両妻柱をすでに検出しており、これで桁行3間、梁間2間の東西棟建物であることが確定した。前回調査では、北側柱列の東から2番目の柱穴を検出していないが、今回も南側柱列の西から2番目の柱穴を検出できなかった。桁行・梁間ともに柱間寸法は1.3m等間である。

## 下層遺構

調査区内での上層遺構は以上のように希薄であり、またこれまでの調査で周辺が弥生時代の四分遺跡の中心部分であることが判明しているため、調査区の東南寄りにⅠ区、南壁沿いの中央部分にⅡ区を設け、下層遺構を調査した。

**Ⅰ区** Ⅰ区は12m四方の発掘区である。本区内の層序は上から順に、薄い淡黄灰褐色微砂・黒褐色粘質土・黒色粘土・黄褐色ないしは緑灰色を呈する硬い粘質土（地山）である。弥生時代の遺構は、黒褐色粘質土以下の各面から複雑に掘り込まれているが、黒褐色粘質土や黒色粘土中ではその平面形を把握することが困難であり、大半は地山面で遺構の輪郭を最終的に確認するにとどまった。

この面で、竪穴住居の一部とみられる溝と柱穴群、多数の柱穴や杭を打ち込んだとみられる穴、大小様々な平面形と規模をもつ土坑群、素掘りないしは大型の甕を利用した井戸などを検出した（P L. 4）。これらの遺構からは、中期を中心に、弥生時代各時期の土器が大量に出土したが、その大半は未整理であ

る。したがって、これらの遺構の詳細な時期区分については、将来を期すこととし、ここでは重要な遺構について簡単にふれることにする。

調査区の西北部で、竪穴住居の南半かと思われる、弧を描く小溝と小柱穴群 S X 8090を検出した。東半は土坑などで破壊されており、規模は不明である。その南で検出した埋め甕 S E 8085は、昨年の第69次西区で検出した水汲み施設 S E 7519と同じ構造をもち、内部には灰色砂の堆積が認められた。また、調査区の東南隅近くで検出した土坑 S K 8070・8071、調査区の西南隅で検出した土坑 S K 8080などは、その深さや湧水の多さから判断すると、井戸として掘られたものと推定される。

調査区のほぼ中央で検出した土坑 S K 8075は、南北2.3m、東西1.9mほどの隅丸方形を呈する比較的しっかりとした平面形をもつ。埋土上層からほぼ完形の中期の壺形土器が出土した。この他に、直径10cmほどの柱根が5箇所残っており、また、調査区の西南隅近くには10cmほどの小石を詰めた柱穴状の小穴が4箇所確認されている。

**Ⅱ区** Ⅱ区は、第3次調査区で検出した南北溝 S D 570・666の規模を確認するために設けたものである。S D 666は、第3次調査で、第Ⅲ様式新段階以降に開削され、後期前半代に再掘して改修されたこと、最上層から第Ⅴ様式の土器が出土し、深さ0.4mほどの浅い溜り状であったこと、南部では溝が深さ0.5mほどの浅い南北溝 S D 570として藤原宮期まで残っていたことが判明している。

今回の調査区でも、この S D 570は、上層遺構の検出時に併せて28m分を検出した。幅の狭いところで2.5m、広いところで4.2mほどあり、深さは0.5～0.7mである。淡黄灰褐色ないしは灰褐色の砂層で埋めつくされており、遺物はごく少量の弥生時代後期の土器・古墳時代の土師器が出土しただけであり、この溝の埋没時に、周辺に集落は営まれていなかったものと推定される。

下層の S D 666の規模を確認するために、南壁際に東西6.5m、南北3mの発掘区を設けた。その結果、S D 666は、黒色粘土上面から幅約4.3m、深さ約1m掘り込んだ溝であることを再確認した。この溝は暗灰色ないしは青灰色の粘土を主体とする数層の堆積層によって埋められ、さらにその上が黒褐色土で

0.3mほど覆われてから、上層の溝 S D 570が開削されたことも再確認した。ただし、溝埋土からの土器の出土量は第3次調査区にくらべれば少ない。

### 出土遺物

上層遺構からは、井戸 S E 8061の出土遺物をのぞくと、ごく少量の土師器・須恵器が出土したにすぎない。

一方、I区の弥生時代の遺構からは土器・石器・木器・骨角器・金属器・骨や歯・木片などが大量に出土した。石器には、石鏃・石錐・石包丁・大型石包丁・石斧・片刃石斧・打製石剣・磨製石剣・砥石などがあるが、その大部分は未製品である。木器には鋤・鍬・杵・筭の製品あるいは未成品があり、骨角器には刺突具ないしは骨鏃とみられるもの、金属器には重圏文鏡系小型仿製鏡の断片があり、この他に猪や鹿の骨や歯・角などがある。このうち、小型仿製鏡の破片は全体の約4分の1を残しており、破面のうちの一面には丁寧に研磨した痕跡がある (Fig.11)。直径4.2cmの大きさに復元でき、鏡面はやや凸面をなした平滑な平面、鏡背には鈕を中心に、抽象化された銘帯 (擬銘帯)、櫛歯文帯、縁の順に文様を配している。

### まとめ

① 藤原宮の西南隅では、これまでの調査で比較的小規模な建物が散在するのみで、大規模な官衙建物群が整然と建ち並ぶその他の区画とは様相を異にすることが判明している。今回の調査区内でも確実に宮期の遺構と断定できるものではなく、S B 8060や S E 8061も、その建物方位のふれや出土した土器の年代観から、宮期直前にこの地域に営まれた建物とそれに附属する井戸であったことが判明した。北接する第3次調査区でも北で西に2～3度の振れをもつ南北棟建物 S B 560と S B 590を検出している。今回検出した総柱建物 S B 8060は、倉庫と考えられる建物であり、S B 560と S B 590や井戸 S E 8061とともに小規模な宅地を形成する可能性も考えられる。

② 藤原宮に先行する条坊道路である西二坊々間路 S F 1082の東側溝である S D 3318は、途中で途切れ東に直角に折れ曲がる。先行条坊道路の側溝で、このような例はこれまでなく、その理由は不明であるが、S D 8065と第51次調査区

(『概報』18) で検出した六条々間路の北側溝S D 5315との溝心々間の距離は約63m、第58-1次調査区で検出した五条大路道路心からの距離約65mの位置にあたり、坪を南北に二等分する線上にほぼ位置する。したがって、坪内を区画した溝と推定されるが、坪の北半に溝が設けられなかったとすれば、先行する施設が存在するなどの事情によって、条坊の施工が不完全な形でしか行われなかったことになり、波及する問題点は大きい。類例の増加をまって検討したい。

③ 一方、下層では弥生時代中期を中心とする遺構群が多数検出され、この一帯が四分遺跡の中心であるという従来の知見を裏づけることになった。発見された石器や木器の大半が未成品であることも、集落の中心でこれらが製作され、失敗作として土坑などに捨てられたものであることを物語っている。

④ 黒褐色粘質土層中から出土した小型仿製鏡は、土器の詳細な検討を終えていないために年代を層位的に決定できないが、おそらく弥生時代後期の時期にともなう遺物と考えられる。このような中国鏡を模倣した鏡は、九州から関東まで約200面が見つかるが、本例はこのうち最古の一群に属し、朝鮮半島で製作され、わが国にもたらされたものと推定されている。この形式の鏡は、これまでに朝鮮半島の主として墳墓と思われる遺跡から16例が、日本では九州から大阪府までの墳墓と集落から18例が知られていたが、今回の発見によって、これに一例を追加するとともに、分布域の東限を広げることになった意義は大きい。

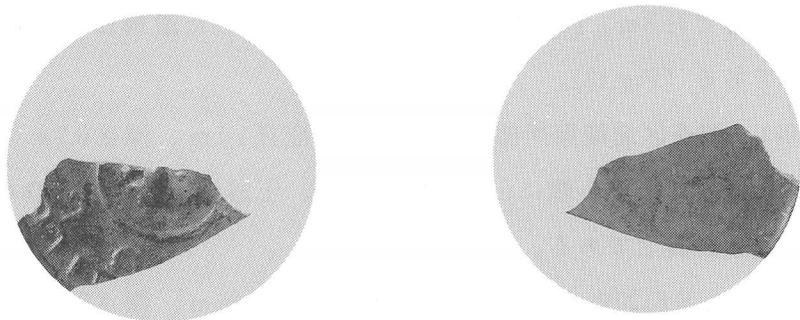


Fig.11 小型仿製鏡(1:1)

## C 第73次調査

(1993年10月～11月)

第73次調査は、長さ約43m、幅約13mの東西トレンチの東端に、長さ約18m、幅約9mの南北トレンチが取り付く形の調査区を設けて実施した。東は1971年に実施した第3次調査区(『報告』Ⅲ)に、南は1974年に実施した第10次調査区(『報告』Ⅲ)と、1990年に実施した第60-15次調査区(『概報』21)に、西は1988年に実施した第58-1次調査区に隣接し、すでにその一部が検出されている遺構もある。周辺の調査では、藤原宮の西面大垣・西面内濠・小規模な掘立柱建物や塀、藤原宮期に先行する条坊遺構や掘立柱建物などを検出するとともに、その下層で弥生時代の土坑・井戸・溝などを多数検出しており、ここが弥生時代前期から古墳時代にかけて存続した四分遺跡の中心部に当たることが判明している。

今回の調査では、宮期における宮西辺部の利用状況を明らかにするとともに、四分遺跡の西方への広がり把握することを主目的とした。調査面積は上層遺構が737㎡、下層遺構が約60㎡である。上層遺構と下層遺構に分けて報告する。

### 上層遺構

調査区における層序は、上から市営住宅建設に伴う盛土・水田耕土・床土があり、調査区東半ではその下に灰褐色系砂質土・黄灰色粘質土・黒褐色土があり黄灰色粘質土の上面で遺構を検出した。調査区西半では床土の下に灰黄色系砂質土・黒褐色土があり黒褐色土の上面で遺構を検出した。遺構検出面の標高は、調査区東端で71.3m、西端で70.9mである。検出した遺構は、土坑3基、溝2条などである(Fig.12)。

S K 8120は、調査区北端東半部で検出した、直径1.1m、深さ0.7mの円形土坑である。堆積土は下から順に、黒褐色粘質土、土器片・炭化物を含む暗褐色粘質土・灰色微砂質土である。

S K 8121は、S K 8120のすぐ北で検出した、直径1.25m、深さ0.3m以上の円形土坑である。漏斗状を呈し下半部がすぼまる。

S D 8123は、調査区西半部で検出した、幅0.4～0.6m、深さ0.2mの南北溝で

ある。北でやや西に振れる。南半部では途切れ途切れとなり、当調査区の南側の第10次調査区には及んでいない。遺物は出土しなかった。

S D 8125は調査区西端部で検出した、幅0.7～1 m、深さ0.3mの南北溝である。北でやや西に振れる。藤原宮期の丸・平瓦が比較的多く出土した。調査区北端部で途切れ、9.8m分を検出した。第10次調査区にも及ぶが、5.5m南へ伸びて途切れる。両調査の検出分を合わせると長さ16mとなる。この溝の掘削時期は明らかではないが、藤原宮の西面内濠S D 1400から溝心々で約9 m (30尺) 離れ、さらに約9 m東にS D 8123があること、S D 8125・8123の振れがS D 1400と等しいことから、S D 8125・8123は藤原宮期の遺構である可能性を考えておきたい。

藤原宮西面内濠S D 1400は、当調査区西端より西5 mの位置にあり今回は検出できなかった。

#### 下層遺構

これまでの調査で、当調査区の近辺が弥生時代の四分遺跡の中心部分であることが判明しているが、集落の範囲についてはまだ不明の点が多い。当調査区西端部は第10次調査における下層調査区よりわずかに西に及ぶことから、四分

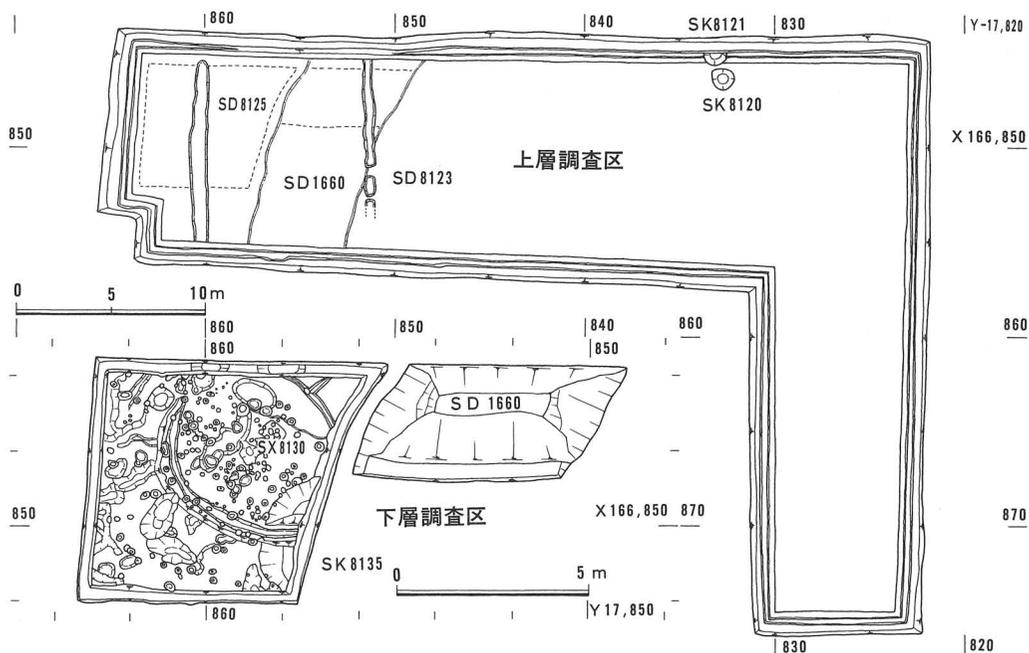


Fig.12 第73次調査遺構図 (上層1 : 400, 下層1 : 200)

遺跡の西方への広がり方に関わる資料を得るために、この部分に東西7.5m、南北6.5mの調査区（Ⅰ区）を設けた。なお第10次調査で検出した弥生中期の斜行大溝S D 1660は、調査期間の都合もあり、一部を断ち割る（Ⅱ区）にとどめた。

Ⅰ区における層序は、黒褐色土・黒褐色ないし黒色の砂質土・灰色系粘質土（細かくみるとさらに3～4層に区分可）・淡灰色砂混粘質土ないし灰黄白色粘質土（地山）・灰緑色粘質土（地山）である。弥生時代の遺構は、灰色系粘質土ないしその下の層から複雑に掘り込まれている。第72次調査区では、下層調査区の全域について最終的には地山面まで掘り下げたが、当調査区では灰色系粘質土の上面で竪穴住居を検出したため、住居の内部についてはそれ以下まで掘り下げず、住居の外側のみ地山面まで掘り下げた。Ⅱ区のS D 1660は黒褐色土（弥生後期の遺物包含層）の上面で検出できる。

検出した遺構は、竪穴住居・多数の柱穴・大小さまざまな平面形と規模を持つ土坑群・溝などである。これらの遺構からは主として中期の土器が多量に出土したが、その大半は未整理である。したがって、これらの遺構の詳細な時期区分については将来を期すこととし、重要な遺構について簡単に説明する。

S X 8130は竪穴住居である（P L.5）。東端部を除くほぼ全形を検出した。やや偏円形で短径4.5m、長径5mに復原できる。周壁溝は幅0.2～0.35m、深さ0.1～0.15mである。床面は部分的に灰黒色粘質土と淡灰色砂質土が広がるが、貼り床とは断定できない。住居内には直径0.1～0.3mの円形土坑多数と長径0.5～1.2mの不整形土坑6基があるが、どれがこの住居に伴う柱穴か特定できない。時期は中期中葉～後葉であろう。

S K 8135はⅠ区東南隅で検出した大土坑で、直径3.5m程度の円形になると推定される。深さは0.9mで底の広い摺鉢状を呈し、堆積土は11層ほどに区分でき、炭化物・有機質を多く含む。時期は中期中葉であろう。

S D 1660はすでに第10次調査で存在が知られていた大溝である。今回長さ10m程を検出し、両次調査分合わせて総延長64mを検出したことになる。幅5m、深さ1.6mで、壁は急な傾斜で立ち、底はほとんど平坦である。第10次調査の報告（『報告』Ⅲ）では、この溝が黒褐色土の下の黒色土層から掘り込まれる

と認識したため、深さ1.2mとしているが、今回は黒褐色土層の上面で検出できた。堆積層は大きく5層に区分でき、下から順に、厚さ0.15mの灰黒色粘土層、厚さ0.3～0.4mの青灰色細砂層、厚さ0.5～0.8mの灰白色細砂層、厚さ0.15～0.35mの褐色系砂質土層、厚さ0.15mの暗茶褐色砂質土層である。これらの土層は中央部がわずかに低く、壁際が高くなるが、ほとんど水平に近い堆積状況を示す。砂層は相当の流れのある状態での堆積層とみられる。青灰色細砂層以上の層からは後期の土器が少量出土している。この溝の掘削時期は第10次調査での所見から中期後葉まで遡ると見られる。

### まとめ

当調査区からは藤原宮期の建物は検出されなかった。これまでの調査で、藤原宮の西南隅には、小規模な建物が散在するのみであることが判明しているが、特に西面南門S B 6350を中心とする半径100mの範囲には、藤原宮期の建物がほとんど無く、その外側にある傾向が見られる。当調査区の北側には西面南門から東進する宮内道路が想定されるが、この道路より南側については、西面南門から東へ離れるほど、建物が宮内道路に近寄ってくる傾向が伺える。第66-15次調査で検出したS B 7463は、西面南門の東170mにあるが、道路心想定位置とは10mしか離れていない。こうした傾向が、地盤が軟弱で湿潤といった当地の自然条件からくるのか、門の周囲で儀式を行う空間が必要とされたといった特別の事情があるのか、今後の検討を要する。

一方、下層では弥生時代中期の遺構が多数検出され、当地が四分遺跡の中心部に含まれることが判明した。当地の西北西約100mの第69-12次調査区では、弥生時代中期前半の方形周溝墓が検出され、第5次調査の成果と合わせて、中期の間、四分集落の墓域が集落の西側・北側に広がっていたと考えられている。したがって、四分集落の居住域の西限は、当調査区より西方100m以内にあると限定できよう。竪穴住居は、第51・69次西調査に次ぐ検出例である。すぐ南側の第10次調査区では検出していないが、削平された可能性がある。大溝S D 1660は自然地形の傾斜に逆らう方向に流れるが、居住域の中央を貫流し多量の流水が伺えるので、集落の外周をめぐる環濠ではなからう。

## D 第71-2次調査

(1993年4月～5月)

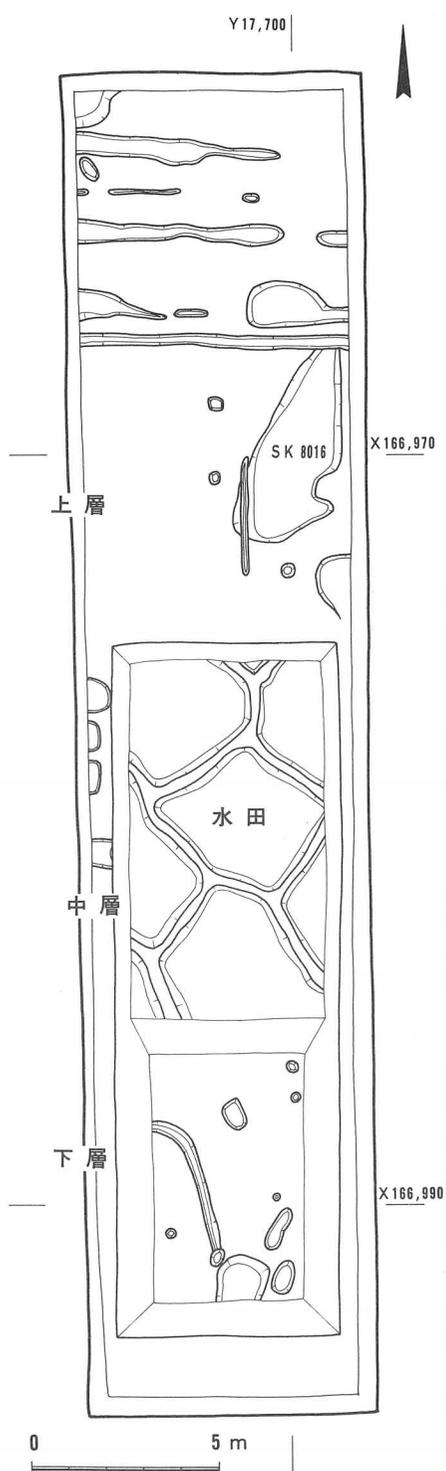
この調査は宅地造成に伴う事前調査として、樞原市飛騨町で行なったものである。調査地は藤原宮西方官衙の一面に当り、第51次調査(『概報』18)、第57次調査(『概報』18)で検出されている先行条坊六条々間路の推定位置にあり、また第66-15次調査(『概報』23)で検出された先行条坊東一坊大路の西に接した位置にある。藤原宮期における当地域の利用状況を探るために、先行条坊道路推定位置を含めた東西8m・南北36mの調査区を設定して、調査した。

基本的な層序は、上から茶色土(耕作土)、暗青色土(床土)、褐色粗砂(古墳時代包含層)で、褐色粗砂層上面で藤原宮期の遺構検出を行なった。その結果、調査区北半で藤原宮期の瓦が多く埋っていた不整形土坑SK8016を検出したにすぎず、この他には藤原宮に属する遺構はなかった。

**古墳時代の遺構** 調査区内の南半、東西6m・南北18.5mの範囲をさらに掘り下げて調査した。褐色粗砂の下から、順に褐色微砂、灰色微砂、青灰色粘質土であった。そして、青灰色粘質土を水田耕作土とする古墳時代前期の水田を検出した(Fig.13・P L.6)。畔は幅30cm、高さ7cm前後である。畔のあり方をみると、水田は南東から北西に伸びる畔が基本的に通り、これに直交する畔で仕切る。水口は切られていなかった。水田の大きさは、3.5m×4m、4m×7mなどまちまちである。高低差は隣接する水田面で5cm前後、調査区の北と南で19cmあった。なお、水田面で足跡や稲株痕はみつからなかった。

**弥生時代の遺構** さらに、調査区南端に東西2.5m・南北7mの範囲について、下層の調査をした。層序は上から、青灰色粘質土、青灰色微砂、暗青灰色粘質土、暗灰色粘土、白小粒混暗灰緑色粘質土、白小粒混黒灰色粘質土、灰緑色粘質土(地山)で、灰緑色粘質土の上面で遺構検出した。その結果、弥生時代中期に属する土坑や溝を検出した(Fig.13・P L.6)。

**まとめ** 今回の調査では、当初予想していた先行条坊六条々間路の側溝は検出できなかった。周辺の調査の成果に照せば、後世に削平されたものと思われる。また、本調査区南半でみつかった水田は古墳時代前期に属し、第59次調査



(『概報』19) の弥生時代後期に属する水田より新しい。両者は水田の大きさ、方眼方位に対して北で西に大体45度振れている点でよく類似するが、水口の有無、畔の断面形、畔の通り具合の点で異なる。この地域における弥生時代から古墳時代にかけての水田の変遷を考える上で、今回みつけた水田は貴重な資料となろう。また、弥生時代の四分遺跡の東辺が今回の調査地点に及ぶことも明らかになった。



Fig.13 第71-2次調査遺構図(1:200)

### 3 宮北面外周帯の調査

#### A 第71-4次調査

(1993年5月)

この調査は、史跡現状変更申請（個人住宅建替え）に伴って檀原市醍醐町内で実施したもので、調査地は宮北辺の西端付近にあたる。調査では、宮北面外濠北岸の存在が予想されたため、南北3.2m、東西1.8mの発掘区を設定したが、中世の小溝2条を検出した以外、藤原宮期の遺構は確認できなかった。

#### B 第71-7次調査

(1993年9月)

この調査は、駐車場建設に伴う事前調査として、檀原市醍醐町で実施したものである。調査地は藤原宮北部の外周帯に位置する。調査は南北7.5m、東西4mの調査区を設定して行った。層序は上から順に耕土・床土・暗茶褐色粘質土（地山）で、現地表下0.2mにある地山上面で遺構検出を行った。調査の結果、南北方向に6条、東西方向に1条の耕作溝と共に柱穴2個を検出したが、時期や性格については不明である。